

令和7年8月1日から使用する

**国民健康保険の資格確認書(従来の国民健康保険証)を
同封しています**

- 令和7年7月31日で有効期限が満了する保険証または資格確認書をお持ちの方は、8月になったら処分してください。

《昨年度からの変更点》

従来の保険証に代わり資格確認書に変更

資格確認書(同封紺色)で、
従来の保険証と同様に医療機関・薬局を受診できます!



資格確認書とは…

マイナンバーカードを保険証として、
利用する登録をされていない方(マイナ保険証未登録の方)
に発行されます。

資格確認書とマイナ保険証
について詳しく知りたい
場合はこちら(越前市HP)

【資格確認書が交付される方】

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新をしていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方

資格確認書の有効期限: 令和7年7月31日 ⇒ 令和8年7月31日

※次の①②に該当する方は有効期限が異なります

①令和8年7月31日までに70歳になる方

70歳になった翌月(1日が誕生日の方は誕生月)からは、
資格確認書に自己負担割合(2割または3割)が表記されます。
新しい資格確認書は有効期限より前に郵送します。

②令和8年7月31日までに75歳になる方

75歳の誕生日からは、国民健康保険を脱退し、
「後期高齢者医療保険」に加入することになります。
「後期高齢者医療保険」の資格確認書は有効期限より前に郵送します。

※保険税に未納がある方

特別な理由なく保険税を長期間滞納された場合には医療機関の窓口で全額自己負担となる「特別療養費(国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項本文の規定による)」の支給対象となる場合があります。

【問合先】 越前市窓口サービス課 保険年金室

電話番号 0778-22-3002 メールアドレス hokennenkin_ka@city.echizen.lg.jp

★職場の健康保険証に加入しているのに、この通知が届いた方は、国民健康保険の脱退手続きをお願いします。(代理人・郵送でも手続きができます。)
※マイナ保険証の方も脱退の手続きが必要です。

★ご家族の職場の健康保険に被扶養者として加入できませんか？

年収130万円未満(60歳以上の方は180万円未満)の方で、ご家族が職場の健康保険に加入している場合は、その健康保険に被扶養者として加入できる場合があります。

詳しくは、ご家族のお勤め先にご確認ください。

ご家族の健康保険に加入された場合は、国民健康保険の脱退手続きをお願いします。

手続き後、国民健康保険税の精算を行います。

【脱退手続き】

必要なもの①職場の健康保険加入がわかる書類の写し(資格確認書、資格情報のお知らせ等)

②越前市の国民健康保険証または資格確認書(資格情報のお知らせは返却不要)

手続き場所 越前市役所 ④保険・年金窓口、今立総合支所、各出張所

郵送の場合 〒915-8530(住所不要)越前市役所窓口サービス課保険年金室宛に、

①住所・氏名・連絡先・「国民健康保険を脱退する」と書いたもの

②職場の健康保険加入がわかる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)の写し

③越前市の国民健康保険証または資格確認書

以上3点を同封して郵送してください。

【マイナ保険証にするメリット】

・データに基づくより良い医療が受けられる

・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

・マイナポータルからe-Taxに連携することで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

※マイナ保険証については同封のチラシをご覧ください。

【マイナンバーカードを作りたい方】

※越前市役所ホームページをご覧ください。窓口サービス課までお問い合わせください。

問合せ先 窓口サービス課 電話番号：0778-22-3001

マイナンバー専用 電話番号：0778-42-7313

メールアドレス：simin@city.echizen.lg.jp



マイナンバーカードの申請の補助、写真撮影もしています



今年の健診の予約はお済みですか？

生活習慣病は、初期の自覚症状がほとんどなく、知らない間に進行する病気です。

通院している人でも、他の生活習慣病が隠れている場合があります。

年に1回は健診を受けましょう。

オレンジ色の封筒 または はがきが届いていませんか？

社保加入者の受診率は8割



越前市国保加入者の健診受診率わずか3割

令和5年度国保加入者受診率(法定報告)

	男	女
65～74才	33.4%	37.9%
55～64才	22.7%	30.2%
40～54才	15.5%	21.3%

集団健診は完全予約制 ⇒ 健康増進課 0778-24-2221

医療機関で受診する場合は医療機関に事前の予約を

※集団健診の会場や日程については、市のホームページをご確認ください。

